

意思疎通支援者養成研修を開催します

失語症者の自立と社会参加を図るためにコミュニケーションを援助する支援者を養成する研修が開催されます。

- 時 7～12月の日曜日(全9回)
- 時 広島市中区地域福祉センターなど ※回によって会場が異なります。
- 対 失語症者の福祉に理解と熱意を有し、受講後に失語症者の意思疎通支援にたずさわることができる18歳以上の人
- ※第1回のオンライン開催の講座は、どなたでも受講できます(要申込)。
- 定 30人(応募多数の場合は抽選) 申 申し込みフォームからお申し込みください。
- 締 6月26日(金)まで
- 問 広島県言語聴覚士会 意思疎通支援 〆hiroshimasta2016@gmail.com



◀こちらからお申し込みいただけます

(社会福祉課)

保険・年金・福祉

国民年金のさまざまな制度を知っていますか？

日本に住む20歳以上のすべての人は、国民年金の被保険者であり、保険料の納付が義務付けられています。

<国民年金保険料の追納制度>

国民年金保険料の免除(全額免除、一部免除、法定免除)や納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、全額納めた場合に比べて、老齢年金の額が少なくなります。

追納制度を利用すれば、10年以内に受けた免除期間の保険料をさかのぼって納めることができ、将来受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。



◀国民年金保険料の追納制度についての詳細はこちらをご覧ください(日本年金機構ホームページ)

<学生納付特例制度>

学生であれば、20歳になっても、在学中の保険料の納付が猶予される制度です。



◀学生納付特例制度の詳細はこちらをご覧ください(日本年金機構ホームページ)

制度を受けるには、申請が必要です。申請方法など、詳しくは以下までお問い合わせください。

- 問 税務住民課保険年金グループ 〆820-5604
- 広島南年金事務所 〆253-7710

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

対 障害や疾病、けがなどにより支援が必要な人で、配布を希望する人

※障害者手帳や身分証などは不要です。

※配布は1人につき1個です。

- 申 社会福祉課 窓口
- 問 社会福祉課 〆820-5635



◀ヘルプマーク…障害や疾病、けがなどにより配慮が必要とすることを周囲に知らせるマーク



◀ヘルプカード…障害者などが、災害や緊急時、日常で困ったときに周囲の人に提示して支援を求めるためのカード

お知らせ

軽自動車税の減免申請を受け付けています

身体などに障害を有する人(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所有者(等級による))などが使用する車両は、一定の条件を満たしていれば、軽自動車税の減免が適用できます。

なお、減免申請をする場合は納税通知書が届いても、納付せずにお持ちください。

- 対 次のいずれかにあてはまる車両
 - 身体などに障害を有する人が使用する車両
 - 身体などに障害を有する人と生計をともにする人が同人のために使用する車両
 - 構造が障害を有する人の利用に供する車両
- 持 (1)身体などに障害を有する人への減免
 - ①身体障害者手帳など
 - ②自動車検査証
 - ③対象車両を運転する人の運転免許証など
- ※手帳所有者1人につき、普通自動車を含めて1台のみ減免できます。
- (2)構造による減免
 - ①カタログや写真など構造がわかるもの
 - ②自動車検査証
- 締 5月25日(月)まで

問 税務住民課町民税グループ 〆820-5603



一戦没者などの遺族のみなさんへー 第十二回特別弔慰金の申請はお済みですか

- 対 ①弔慰金の受給権者
 - ②戦没者などの子
 - ③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - ④上記①～③以外の戦没者などの三親等以内の親族(甥、姪など)で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有した人

▷請求期間 令和10年3月31日まで

▷支給内容 額面27.5万円 5年償還の記名国債

問 社会福祉課 〆820-5635

令和8年度 療育手帳判定会を実施します

西部子ども家庭センターによる療育手帳判定会を実施します。

- 時 5月12日(火)、6月9日(火)、7月14日(火)、8月10日(月)、9月8日(火)、10月13日(火)、11月10日(火)、12月8日(火) <令和9年> 1月12日(火)、2月9日(火)、3月9日(火)

- 所 役場
- 対 6歳以上
 - ※6歳未満は、西部子ども家庭センター(広島市南区宇品東4-1-26)で実施されます。
- 持 写真(縦4cm×横3cm)、療育手帳(更新の場合のみ)
- 申 療育手帳予約専用ダイヤル 〆400-9010 [受付時間] 平日9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)
- ※予約状況によって、希望日で予約が取れない場合があります。

▷注意事項 判定会前までに、必ず社会福祉課に申請書を提出してください。 ※更新の場合は、次回判定年月末日の3か月前から申請ができます。 ※役場以外の会場で判定を行う場合でも、事前に申請書を提出してください。

問 社会福祉課 〆820-5635

